

様式 1 公表されるべき事項

別添

独立行政法人製品評価技術基盤機構(法人番号9011005001123)の役職員の報酬・給与等について

I 役員報酬等について

1 役員報酬についての基本方針に関する事項

① 役員報酬の支給水準の設定についての考え方

当機構は、行政執行法人として、経済産業省が所管する工業製品等に関する技術上の評価等を行うとともに、工業製品等の品質に関する情報の収集、評価、整理及び提供等を行うことにより、工業製品等の品質の向上、安全性の確保及び取引の円滑化のための技術的な基盤の整備を行うことを目的としている。主要業務として、製品安全、化学物質管理、バイオテクノロジー、適合性認定及び国際評価技術の5分野の事業を経済産業省と連携して実施している。

役員報酬水準を検討するにあたっては、同じ経済産業省所管の独立行政法人(①)、類似事業として国民生活の安全確保を担っている独立行政法人(②)、当機構と同じ行政執行法人(③)を参考とした。

① 独立行政法人工業所有権情報・研修館

当該法人は、同じ経済産業省所管の独立行政法人であり、産業財産権に関する情報の提供といった事業(工業所有権に関する情報提供、権利化推進、人材育成業務等)を実施している。常勤職員は103人(令和6年4月1日時点)。公表資料によれば、令和4年度の法人の長の年間報酬額は19,502千円であり、理事の年間報酬額は15,439千円であった。

② 独立行政法人国民生活センター

当該法人は、消費者庁所管の独立行政法人であり、国民の消費生活に関する情報収集・提供、商品テストなど、国民生活の安定及び向上に寄与し、消費者被害の予防と救済に関わる事業(相談、商品テスト、広報、ADR業務等)を実施している。常勤職員は145人(令和6年4月時点)。公表資料によれば、令和4年度の法人の長の年間報酬額は17,856千円であり、理事の年間報酬額は14,791千円(令和4年度に年間を通じて在籍した理事の年間報酬額のうち最も高い者)であった。

③ 独立行政法人統計センター

当該法人は、総務省所管の独立行政法人であり、国勢調査その他国勢の基本に関する統計調査の製表、これに必要な統計技術の研究等を実施している。常勤職員は638人(令和6年1月1日時点)。公表資料によれば、令和4年度の法人の長の年間報酬額は19,046千円であり、理事の年間報酬額は15,200千円(令和4年度に年間を通じて在籍した理事の年間報酬額のうち最も高い者)であった。

【参考】事務次官

年間報酬額23,493千円(人事院資料「本年の給与勧告のポイントと給与勧告の仕組み(令和5年8月)」から抜粋した事務次官の年間報酬額)。

② 令和5年度における役員報酬についての業績反映のさせ方(業績給の仕組み及び導入実績を含む。)

基本俸給(俸給及び地域手当の月額に12を乗じて得た額並びに期末手当を加えた額)に、経済産業大臣から通知された令和4年度における業務の実績に対する評価結果に応じて、次の割合を乗じて得た額を業績給として支給した(支給は令和4年度に在籍していた者に対して支給)。

S評価: 100分の10

A評価: 100分の7.5

B評価: 100分の5

C評価: 100分の2.5

D評価: 100分の零

③ 役員報酬基準の内容及び令和5年度における改定内容

法人の長

役員報酬支給基準は、基本俸給(俸給及び地域手当の月額に12を乗じて得た額並びに期末手当を加えた額)、通勤手当及び業績給から構成されている。月額については、独立行政法人製品評価技術基盤機構役員報酬規程に則り、俸給の月額(968,000円)に地域手当(193,600円)を加算して算出している。期末手当についても、同規程に則り、(俸給の月額+地域手当の月額)+(俸給の月額+地域手当の月額)×0.20+俸給の月額×0.25に、100分の150.7を乗じて得た額としている。

なお、令和5年度は、給与法指定職俸給表の改定に伴い俸給の月額の引き上げ(965,000円→968,000円)及び期末手当支給割合の引き上げ(100分の145.85→100分の150.7)を行った。

理事

役員報酬支給基準は、基本俸給(俸給及び地域手当の月額に12を乗じて得た額並びに期末手当を加えた額)、通勤手当及び業績給から構成されている。月額については、独立行政法人製品評価技術基盤機構役員報酬規程に則り、俸給の月額(763,000円)に地域手当(152,600円)を加算して算出している。期末手当についても、同規程に則り、(俸給の月額+地域手当の月額)+(俸給の月額+地域手当の月額)×0.20+俸給の月額×0.25に、100分の150.7を乗じて得た額としている。

なお、令和5年度は、給与法指定職俸給表の改定に伴い俸給の月額の引き上げ(761,000円→763,000円)及び期末手当支給割合の引き上げ(100分の145.85→100分の150.7)を行った。

理事(非常勤)

非常勤役員手当支給基準は、月額又は日額及び通勤に要する実費から構成されている。月額又は日額については、独立行政法人製品評価技術基盤機構役員報酬規程に則り、月額(496,000円)又は日額(58,000円)としている。

なお、令和5年度は、給与法指定職俸給表の改定に伴い俸給の月額の引き上げ(月額495,000円→496,000円、日額57,000円→58,000円)を行った。

監事

役員報酬支給基準は、基本俸給(俸給及び地域手当の月額に12を乗じて得た額並びに期末手当を加えた額)、通勤手当及び業績給から構成されている。月額については、独立行政法人製品評価技術基盤機構役員報酬規程に則り、俸給の月額(622,000円)に地域手当(124,400円)を加算して算出している。期末手当についても、同規程に則り、(俸給の月額+地域手当の月額)+(俸給の月額+地域手当の月額)×0.20+俸給の月額×0.25に、100分の150.7を乗じて得た額としている。

なお、令和5年度は、給与法指定職俸給表の改定に伴い俸給の月額の引き上げ(620,000円→622,000円)及び期末手当支給割合の引き上げ(100分の145.85→100分の150.7)を行った。

監事(非常勤)

非常勤役員手当支給基準は、月額又は日額及び通勤に要する実費から構成されている。月額又は日額については、独立行政法人製品評価技術基盤機構役員報酬規程に則り、月額(469,000円)又は日額(55,000円)としている。

なお、令和5年度は、給与法指定職俸給表の改定に伴い俸給の月額の引き上げ(月額468,000円→469,000円、日額54,000円→55,000円)を行った。

2 役員の報酬等の支給状況

役名	令和5年度年間報酬等の総額				就任・退任の状況		前職
	千円	報酬(給与)	賞与	その他(内容)	就任	退任	
法人の長	20,257	11,616	6,318	2,323 (地域手当)			
A理事	1,094		1,094			○	◇
B理事	1,094		1,094			○	※
C理事	15,167	9,156	3,886	1,831 (地域手当) 294 (通勤手当)	○		◇
D理事	13,598	9,156	2,570	1,831 (地域手当) 41 (通勤手当)	○		※
A監事	4,561	1,781	2,424	356 (地域手当)		○	
B監事	8,194	5,683	1,308	1,137 (地域手当) 66 (通勤手当)	○		
C監事 (非常勤)	4,467	4,446		21 (通勤手当)			

注1:「その他」欄には手当等が支給されている場合は、例えば通勤手当の総額を記入する。

注2:「前職」欄には、役員の前職の種類別に以下の記号を付す。

退職公務員「*」、役員出向者「◇」、独立行政法人等の退職者「※」、退職公務員でその後独立行政法人等の退職者「*※」、該当がない場合は空欄

3 役員の報酬水準の妥当性について

【法人の検証結果】

法人の長

近年、我が国を取り巻く、急速な少子高齢化や、経済のグローバル化、イノベーションの進展といった国民生活や産業活動の変化の中で、当機構には、製品等の信頼性・安全性の確保を通じた国民生活の安全の確保や、産業活動における信頼性・安全性の確保、工業製品等の品質の向上を通じた産業の発展を支える社会基盤として、製品安全分野、化学物質管理分野、バイオテクノロジー分野、適合性認定分野、国際評価技術分野のそれぞれにおいて、中核的業務である関係法令の執行業務・支援業務等を正確かつ確実に実施し、持続可能な経済発展に貢献していくことが求められている。そのため、当機構理事長は法人の長として業務を遂行する高度なマネジメント能力及び幅広い知見が必要とされ、さらに適切な内部統制の下、組織を適正に運営するという責務をおっている。そのような条件を満たす人材を登用するためには国家公務員型の法人として、国の試験所、研究所の長又は本府省の局長等の報酬と同程度の待遇をする必要がある。

また、当機構理事長の報酬は、独立行政法人工業所有権情報・研修館といった経済産業省所管の独立行政法人の長、独立行政法人統計センターといった独立行政法人の中でも行政執行法人に該当する法人の長の年間報酬額との比較においても、その報酬水準は妥当なものと考えられる。

理事

上記の法人の長の部分で記載したような当該法人の業務を遂行し、理事長を補佐するためには、高度なマネジメント能力と幅広い知見が必要とされる。そのため、そのような条件を満たす人材を登用するためには国家公務員型の法人として、本府省の局次長、審議官等の報酬と同程度の待遇をする必要がある。

理事の報酬は、経済産業政策を支えている他の独立行政法人の役員等と比較考慮したうえで決定されており、その報酬水準は妥当なものと考えられる。

理事(非常勤)

該当者なし。

監事

当機構が遂行する非常に幅広い業務を監事として監査するためには、監査報告の作成等監査を実施するための高度な専門能力、幅広い知見と判断力が必要とされる。そのため、そのような人材を登用するためには公務員型の法人として、本府省の審議官、部長等の報酬と同程度の待遇をする必要がある。

監事の報酬は、経済産業政策を支えている他の独立行政法人の役員等と比較考慮したうえで決定されており、その報酬水準は妥当なものと考えられる。

監事(非常勤)

当機構が遂行する非常に幅広い業務を監事として監査するためには、監査報告の作成等監査を実施するための高度な専門能力、幅広い知見と判断力が必要とされる。そのため、そのような人材を登用するためには公務員型の法人として、本府省の審議官、部長等の報酬と同程度の待遇をする必要がある。

常勤監事の報酬年額を年間出勤必要日数(21日/月×12月)で除した額を非常勤監事の報酬日額としており、その報酬水準は妥当なものと考えられる。

【主務大臣の検証結果】

独立行政法人製品評価技術基盤機構は、国と密接に関連して国民生活の安全確保と経済基盤を支えるために製品安全、化学物質管理等の業務を広範に行っており、業務を遂行する高いマネジメント能力や幅広い知見が求められ、法人の長等にはそれに見合った適切な処遇が必要である。

また、役員報酬には、経済産業大臣による毎年度の業務実績評価を適切に反映させる仕組みとなっており、今回の報酬額についても、その結果を反映したものであり、適正であると認める。

独立行政法人製品評価技術基盤機構においては、報酬等の支払の基準について、国家公務員の報酬・給与等を考慮するなど、適正確保に向けた取り組みを行っており、経済産業省としてもそうした取り組みを促しつつ、支払水準の適正性について注視していく。

4 役員の退職手当の支給状況(令和5年度中に退職手当を支給された退職者の状況)

区分	支給額(総額)	法人での在職期間	退職年月日	業績勘案率	前職
法人の長	千円 該当者なし	年 月			
理事	千円 4,586,100	年 月 4	2023/3/31	1.2 ※	
理事 (非常勤)	千円 該当者なし	年 月			
監事	千円 3,123,700	年 月 4	2023/6/27	1	
監事 (非常勤)	千円 該当者なし	年 月			

注:「前職」欄には、退職者の役員時の前職の種類別に以下の記号を付す。

退職公務員「*」、役員出向者「◇」、独立行政法人等の退職者「※」、退職公務員でその後独立行政法人等の退職者「*※」、該当がない場合は空欄

5 退職手当の水準の妥当性について

【主務大臣の判断理由等】

区分	判断理由
法人の長	該当者なし
理事	<p>理事の退職手当については、在職期間につき、俸給月額に「独立行政法人、特殊法人及び認可法人の役員の退職金について」(閣議決定)における役員の退職金の支給率を乗じて得た額に、「独立行政法人の役員の退職金に係る業績勘案率の算定ルールについて」(総務大臣決定)に基づく業績勘案率を乗じて得た額としている。</p> <p>当該理事の在職期間(令和元年度～令和4年度)において、在職期間の全期間に対応する各年度の①当該理事の職務に係る担当業務、②業務運営の効率化に関する事項、③財務内容の改善に関する事項及び④その他主務省令で定める業務運営に関する事項の評定は、A評定7個、B評定15.5個(全評価項目数22.5)であったため、経済産業大臣より業績勘案率1.2の決定を受けた。当該理事は、理事の担当の事業を統括し、業務を精力的に推進しており、それらの業績を踏まえると、退職手当の支給水準は妥当であると認められる。</p>
理事 (非常勤)	該当者なし
監事	<p>監事の退職手当については、在職期間1月につき退職日における俸給月額に対して「独立行政法人、特殊法人及び認可法人の役員の退職金について」(閣議決定)における役員の退職金の支給率を乗じて得た額に、「独立行政法人の役員の退職金に係る業績勘案率の算定ルールについて」(総務大臣決定)に基づく業績勘案率を乗じて得た額としている。</p> <p>監事は在職期間(令和元年度～令和5年度)において、適切に業務を実施し、経済産業大臣から業績勘案率1.0の決定を受けた。業績等を踏まえると、退職手当の支給水準は妥当であると認められる。</p>
監事 (非常勤)	該当者なし

注:「判断理由」欄には、法人の業績、担当業務の業績及び個人的な業績の検討結果を含め、業績勘案率及び退職手当支給額の決定に到った理由等を具体的に記入する。

6 業績給の仕組み及び導入に関する考え方

基本俸給(俸給及び地域手当の月額に12を乗じて得た額並びに期末手当を加えた額)に、経済産業大臣から通知された当該年度における業務の実績に対する評価結果に応じて、次の割合を乗じて得た額を業績給として支給している。

S評価: 100分の10
A評価: 100分の7.5
B評価: 100分の5

C評価: 100分の2.5
D評価: 100分の零

II 職員給与について

1 職員給与についての基本方針に関する事項

① 職員給与の支給水準の設定等についての考え方

当機構職員の給与水準の決定に際しては、独立行政法人通則法第57条の規定を基本とし、国家公務員の給与の改定内容(人事院勧告)を考慮し、我が国の社会一般の情勢の変化に応じ決定している。

その他、令和5年国家公務員給与等実態調査及び令和5年職種別民間給与実態調査を参考とした。

○国家公務員給与等実態調査

令和5年度において、国家公務員のうち行政職俸給表(一)の平均給与月額は404,015円(平均42.4歳)となっており、全職員の平均給与月額は412,747円となっている。

○職種別民間給与実態調査

当機構と同等の規模(100～500人)の職種(技術系係長)の大学卒の令和5年4月の平均支給額は431,576円(平均45.0歳)となっている。

② 職員の発揮した能率又は職員の勤務成績の給与への反映方法についての考え方(業績給の仕組み及び導入実績を含む。)

当機構においては、設立当時の平成13年から業績給(業績手当)を導入し、その者の業績評価結果と勤務態度を勘案し、勤務成績を業績手当に反映してきた。平成17年度(管理職は平成16年度)から業績評価3を標準とする5段階評価を実施し、その業績率は国家公務員の勤勉手当に係る成績率に準じて見直してきた。

一般職俸給表適用職員の業績手当及び業績率は、人事院勧告により改定している国家公務員の勤勉手当の支給割合(月数)を踏まえた支給としている。

【業績率(6月)】一般職俸給表適用職員		専門スタッフ職俸給表適用職員
業績評価 5	100分の120以上	100分の134以上
業績評価 4	100分の108.5	100分の113
業績評価 3	100分の97	100分の92
業績評価 2	100分の95	100分の85
業績評価 1	100分の90以下	100分の80以下

【業績率(12月)】一般職俸給表適用職員		専門スタッフ職俸給表適用職員
業績評価 5	100分の125以上	100分の139以上
業績評価 4	100分の113.5	100分の118
業績評価 3	100分の102	100分の97
業績評価 2	100分の100	100分の90
業績評価 1	100分の95以下	100分の85以下

③ 給与制度の内容及び令和5年度における主な改定内容

○給与制度の内容

独立行政法人製品評価技術基盤機構職員給与規程等に則り、俸給及び諸手当(職責手当、専門スタッフ職調整手当、扶養手当、地域手当、広域異動手当、住居手当、通勤手当、単身赴任手当、在宅勤務手当、寒冷地手当、時間外勤務手当、期末手当及び業績手当)を支給している。

期末手当については、期末手当基礎額(俸給+扶養手当+地域手当+広域異動手当+役職段階別加算額+管理職加算額)に100分の122.5を乗じ、さらに基準日以前6箇月以内の期間におけるその者の在職期間に応じた割合を乗じて得た額としている。

業績手当については、業績手当基礎額(俸給+地域手当+広域異動手当+役職段階別加算額+管理職加算額)に業績手当率基準要領に定める基準に従って定める割合を乗じ、さらに基準日以前6箇月以内の期間におけるその者の在職期間に応じた割合を乗じて得た額としている。

○令和5年度における主な改定内容

人事院勧告に基づく国家公務員の給与法改定を踏まえ、以下のとおり諸手当支給規程を改正した。

・令和5年度以降の6月及び12月の期末手当支給割合をそれぞれ1.20月を1.225月に改定した。

・業績手当支給割合の引き上げ(年間0.05月分)を行った。

なお、支給済みの6月期の業績手当の引き上げ分を12月期業績手当に配分して支給した。

・一定以上の頻度で在宅勤務を実施する職員を対象に在宅勤務手当の支給を行うとともに、頻度に応じて通勤手当の減額を行うよう改定した。

2 職員給与の支給状況

① 職種別支給状況

区分	人員	平均年齢	令和5年度の年間給与額(平均)			
			総額	うち所定内		うち賞与
				うち通勤手当		
常勤職員	337	45.1	7,413	5,359	177	2,054
事務・技術	335	45	7,404	5,354	178	2,050
専門スタッフ職	2	56.5	8,969	6,293	122	2,676

注:常勤職員の区分中の職種、研究職種、医療職種(病院医師)、医療職種(病院看護師)、教育職種(高等専門学校教員)については、該当者がいないため記載を省略した。

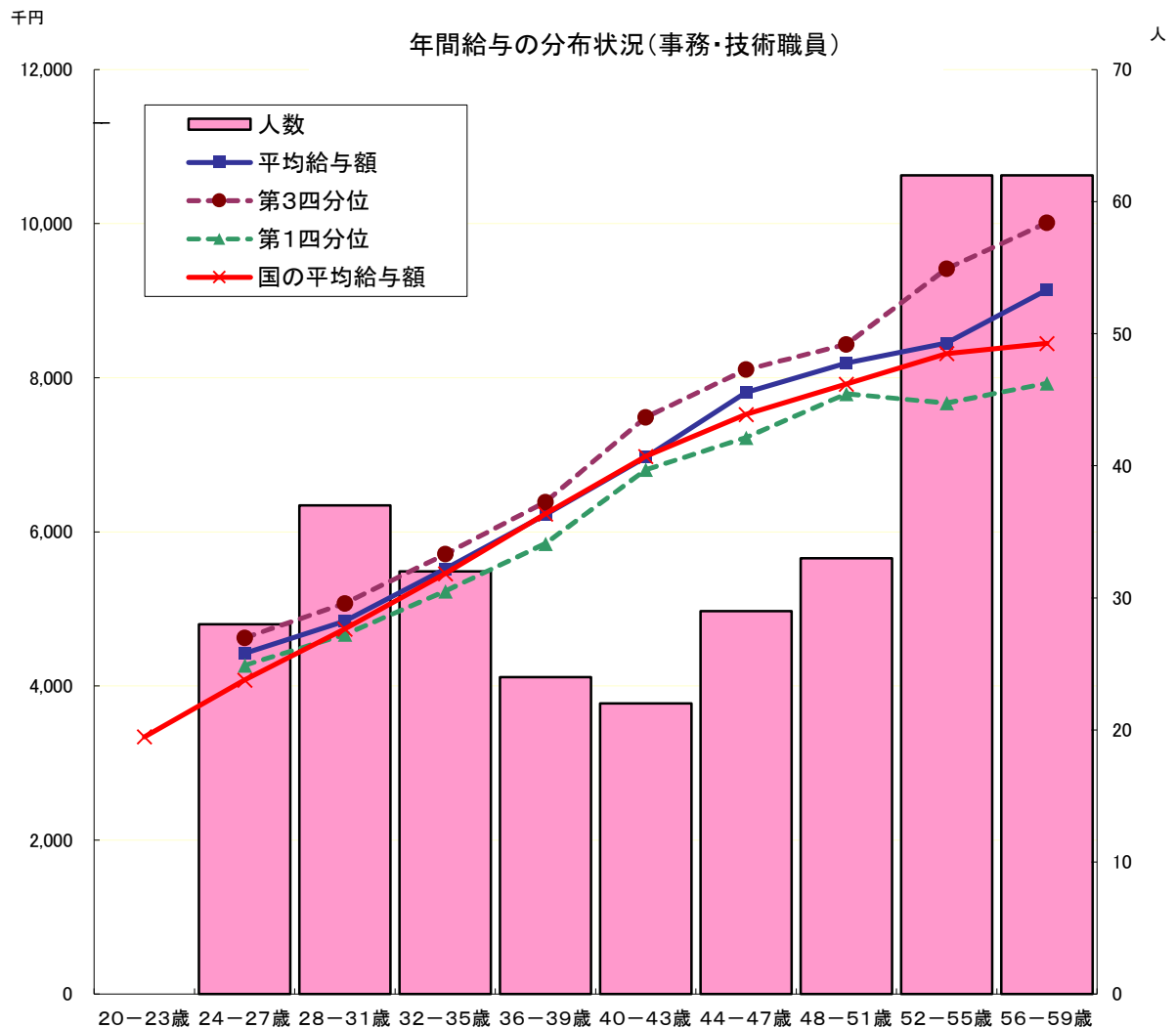
注:在外職員については、該当者がいないため記載を省略した。

注:再任用職員については、該当者がいないため記載を省略した。

注:非常勤職員については、該当者がいないため記載を省略した。

注:常勤職員については、在外職員、任期付職員及び再任用職員を除く。

② 年齢別年間給与の分布状況(事務・技術職員)〔在外職員、任期付職員及び再任用職員を除く。以下、④まで同じ。〕



注:①の年間給与額から通勤手当を除いた状況である。以下、④まで同じ。

③ 職位別年間給与の分布状況(事務・技術職員)

(事務・技術職員)

分布状況を示すグループ	人員	平均年齢	年間給与額	
			平均	最高～最低
本部部長	19	57.8	10,791	13,031 ～ 9,332
本部課長	42	53.5	9,477	10,312 ～ 8,176
本部課長補佐	68	52.8	8,092	11,392 ～ 6,361
本部係長	52	49.5	7,517	8,162 ～ 5,783
本部主任	90	35.2	5,664	7,681 ～ 4,232
本部係員	39	27.8	4,495	5,206 ～ 3,886

④ 賞与(令和5年度)における査定部分の比率(事務・技術職員)

区分		夏季(6月)	冬季(12月)	計
管理職員	一律支給分(期末相当)	% 51.3	% 50.1	% 50.7
	査定支給分(勤勉相当)(平均)	% 48.7	% 49.9	% 49.3
	最高～最低	% 59.0～43.1	% 59.6～44.7	% 59.3～44.0
一般職員	一律支給分(期末相当)	% 53.4	% 51.9	% 52.6
	査定支給分(勤勉相当)(平均)	% 46.6	% 48.1	% 47.4
	最高～最低	% 53.9～0.0	% 54.9～0.0	% 54.4～0.0

3 給与水準の妥当性の検証等

事務・技術職員

項目	内容
対国家公務員指数の状況	<ul style="list-style-type: none"> ・年齢勘案 103.7 ・年齢・地域勘案 96.4 ・年齢・学歴勘案 102.0 ・年齢・地域・学歴勘案 95.3
国に比べて給与水準が高くなっている理由	<p>当機構の年齢勘案の対国家公務員指数が3.7ポイント、年齢・学歴勘案の対国家公務員指数が2.0ポイント、国に比べて給与水準が高くなっている。これは、国家公務員は、給与水準を算出する際の地域手当支給区分のうち1級地及び2級地の者の割合が40.3%(139,522人中56,217人:令和5年国家公務員給与等実態調査第10表の行政職俸給表(一))であるのに対し、当機構は81.9%(342人中280人)と著しく高いことが要因と考えられる。</p> <p>地域を考慮した、年齢・地域勘案及び年齢・地域・学歴勘案の指数は100を下回っており、実質、当機構の職員の給与水準は国家公務員より低いと言える。</p>
給与水準の妥当性の検証	<p>【支出予算の総額に占める国からの財政支出の割合 94.9%】 (国からの財政支出額 7,960,470,000円、支出予算の総額 8,385,854,070円:令和5年度予算)</p> <p>【累積欠損額 0円(令和5年度決算)】</p> <p>【管理職の割合 17.4%(常勤職員数426名中74名):令和6年1月時点】</p> <p>【大卒以上の高学歴者の割合 84.3%(常勤職員数426名中359名):令和6年1月時点】</p> <p>【支出総額に占める給与・報酬等支給総額の割合 21.4%】 (支出総額 15,451,067,324円、給与・報酬等支給総額 3,299,724,755円:令和5年度決算)</p> <p>【検証結果】 (法人の検証結果) 年齢・地域・学歴の全てを勘案した場合、95.3と国家公務員より低い給与水準となっている。当機構は、公務員型の独立行政法人として国に準じた給与体系を採用しており、給与水準は妥当と考える。</p> <p>(主務大臣の検証結果) 国に準じた給与体系を採用しており、かつ、年齢・地域・学歴勘案した場合の対国家公務員指数は95.3であり、適切である。</p>
講ずる措置	勤務形態の多様化に対応しつつ、引き続き、国家公務員の給与水準を十分考慮し、妥当性を維持する。

4 モデル給与

(扶養親族がない場合)

- 22歳(本所職員(大卒初任給))
月額 235,440円 年間給与 3,947,104円
- 35歳(本所主任)
月額 356,040円 年間給与 6,040,280円
- 50歳(本所専門官)
月額 468,720円 年間給与 8,036,053円

※扶養家族がいる場合には、扶養手当(配偶者6,500円/月、子1人につき10,000円/月)を支給。

5 業績給の仕組み及び導入に関する考え方

当機構は、設立当時の平成13年から業績給(業績手当)を導入し、その者の業績評価結果と勤務態度を勘案し、勤務成績を業績手当へ反映させてきており、業績手当及び業績率は国家公務員の勤勉手当に係る成績率に準じて見直してきた。

今後とも、法人の業務実績評価の結果を適切に反映させ、かつ、民間の特別給に応じ改定している国家公務員の期末・勤勉手当の支給割合(月数)を反映させ、勤務実績に応じた給与としていく。

III 総人件費について

区分	令和5年度
給与、報酬等支給総額 (A)	千円 3,299,725
退職手当支給額 (B)	千円 69,445
非常勤役員等給与 (C)	千円 1,024,678
福利厚生費 (D)	千円 582,916
最広義人件費 (A+B+C+D)	千円 4,976,764

注:中期目標管理法及び国立研究開発法人については中期目標期間又は中長期目標期間の開始年度分から当年度分までを記載する。行政執行法人については当年度分を記載する。

総人件費について参考となる事項

- 「給与、報酬等支給総額」の対前年度比は約1.00であり、ほぼ前年度並みであった。
- 「最広義人件費」の対前年度比は約0.97であり、ほぼ前年度並みであった。

IV その他

国家公務員法改定を踏まえ、以下のとおり関連規程を改正した。

- ・事務・技術職員の定年年齢を61歳に引き上げた。
- ・60歳に達した管理監督職の職員は管理監督職以外の官職に降任等をする管理監督職勤務上限年齢制を導入した。
- ・定年前の60歳以降の職員が一旦退職した上で短時間勤務に移行する定年前再任用短時間勤務制等を導入した。
- ・60歳超職員の給与水準が60歳時点の7割水準となる改定を行った。
- ・60歳以降定年前に退職する場合であっても定年退職と同様に退職手当を算定するよう改定を行った。